栃木県障害者差別解消推進条例の一部改正（案）新旧対照表

栃木県障害者差別解消推進条例（平成28年栃木県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（目的） 第１条　この条例は、障害を理由とする差別（以下「障害者差別」という。）の解消に	（目的） 第１条　この条例は、障害を理由とする差別（以下「障害者差別」という。）の解消に

関し、基本理念を定め、並びに
県、＿＿＿県民及び事業者の責務を
明らかにするとともに、障害者
差別の解消に関する施策の基本
となる事項を定めることによ
り、障害者差別の解消に関す
る施策を総合的に推進し、もっ
て全ての県民が、障害の有無に
よって分け隔てられることな
く、相互に人格と個性を尊重し
合いながら共生する社会の実現

関し、基本理念を定め、並びに
県及び県民＿＿＿＿＿＿の責務を
明らかにするとともに、障害者
差別の解消に関する施策の基本
となる事項を定めることによ
り、障害者差別の解消に関す
る施策を総合的に推進し、もっ
て全ての県民が、障害の有無に
よって分け隔てられることな
く、相互に人格と個性を尊重し
合いながら共生する社会の実現

に資することを目的とする。 （定義） 第２条　略 ２　略 ３　この条例において「事業者」とは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第２条第７号に規定する事業者のうち、県の区域内において	に資することを目的とする。 （定義） 第２条　略 ２　略

商業(しょうぎょう)その他(た)の事業(じぎょう)を行(おこな)う者(もの)をいう。 （基本理念(きほんりねん)） 第(だい)３条(じょう)　略(りゃく) ２　障害者差別(しょうがいしゃさべつ)の解消(かいしょう)は、障害(しょうがい)及(およ)び障害者(しょうがいしゃ)に対(たい)する誤解(ごかい)、偏見(へんけん)その他理解(たりかい)の不足(ふそく)の解消(かいしょう)が重要(じゅうよう)であることから、全(すべ)ての県民(けんみん)及(およ)び事業者(じぎょうしゃ)が、多様(たよう)な人々(ひとびと)により地域社会(ちいきしゃかい)が構成(こうせい)されていると	 （基本理念(きほんりねん)） 第(だい)３条(じょう)　略(りゃく) ２　障害者差別(しょうがいしゃさべつ)の解消(かいしょう)は、障害(しょうがい)及(およ)び障害者(しょうがいしゃ)に対(たい)する誤解(ごかい)、偏見(へんけん)その他理解(たりかい)の不足(ふそく)の解消(かいしょう)が重要(じゅうよう)であることから、全(すべ)ての県民(けんみん)＿＿＿＿＿が、多様(たよう)な人々(ひとびと)により地域社会(ちいきしゃかい)が構成(こうせい)されていると

いう基本的認識の下に、障害及び障害者に関する理解を深めることを基本として推進されなければならない。 ３　略 <u>（県民及び事業者の責務）</u> 第６条　県民<u>及び事業者</u>は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深めるとともに、県及び市町村が実施す	いう基本的認識の下に、障害及び障害者に関する理解を深めることを基本として推進されなければならない。 ３　略 <u>（県民の責務）</u> 第６条　県民＿＿＿＿＿＿は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深めるとともに、県及び市町村が実施す

る障害者差別の解消に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（障害者差別対応指針）

第７条　知事は、障害者差別に関する事項に関し、県民及び事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「障害者差別対応指針」という。）を定めるものとする。

２　知事は、障害者差別対応指針

る障害者差別の解消に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（障害者差別対応指針）

第７条　知事は、障害者差別に関する事項に関し、県民＿＿＿＿＿＿＿＿が適切に対応するために必要な指針（以下「障害者差別対応指針」という。）を定めるものとする。

２　知事は、障害者差別対応指針

を策定しようとするときは、あらかじめ、県民<u>及び事業者</u>の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、栃木県障害者差別解消推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。 ３・４　略 （啓発活動並びに教育及び学習	を策定しようとするときは、あらかじめ、県民＿＿＿＿＿の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、栃木県障害者差別解消推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。 ３・４　略 （啓発活動並びに教育及び学習

の推進） 第９条　県は、県民<u>及び事業者</u>が障害者差別の解消の重要性について認識し、障害及び障害者に関する理解を深めることができるよう、必要な啓発活動を行うとともに、教育及び学習の推進に努めるものとする。 （社会的障壁の除去のための	の推進） 第９条　県は、県民＿＿＿＿＿＿が障害者差別の解消の重要性について認識し、障害及び障害者に関する理解を深めることができるよう、必要な啓発活動を行うとともに、教育及び学習の推進に努めるものとする。 （社会的障壁の除去のための

合理的配慮） 第13条　略 ２　略 ３　事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者	合理的配慮） 第13条　略 ２　略

の性別(せいべつ)、年齢(ねんれい)及(およ)び障害(しょうがい)の状態(じょうたい)に応(おう)じて、社会的障壁(しゃかいてきしょうへき)の除去(じょきょ)の実施(じっし)について必要(ひつよう)かつ合理的(ごうりてき)な配慮(はいりょ)をしなければならない。

（あっせん）

第(だい)15条(じょう)　障害者(しょうがいしゃ)は、自己(じこ)に対(たい)する事業者(じぎょうしゃ)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（あっせん）

第(だい)15条(じょう)　障害者(しょうがいしゃ)は、自己(じこ)に対(たい)する事業者(じぎょうしゃ)（障害(しょうがい)を理由(りゆう)とする差別(さべつ)の解消(かいしょう)の推進(すいしん)に関(かん)する法律(ほうりつ)（平成(へいせい)25年(ねん)法律(ほうりつ)第(だい)65号(ごう)）第(だい)２条(じょう)第(だい)７項(こう)に規定(きてい)する事業者(じぎょうしゃ)をいう。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿による第12条又は第13条第３項の規定に違反する行為（以下「あっせん対象行為」という。）に係る事案について、前条の相談によっては解決されないときは、知事に対し、当該事案の解決のために必要なあっせんを求める申立てをすることができる。 ２　略	以下同じ。）による第12条に規定する行為＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「あっせん対象行為」という。）に係る事案について、前条の相談によっては解決されないときは、知事に対し、当該事案の解決のために必要なあっせんを求める申立てをすることができる。 ２　略

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。